

会 議 名 (審議会等名)		令和7年度第1回 川西市子ども・若者未来会議	
事 務 局 (担 当 課)		こども未来部こども政策課	
開 催 日 時		令和7年5月16日(金) 18時～20時	
開 催 場 所		ハイブリッド会議 市役所4階庁議室(Zoom併用)	
出席者	委 員	(会長) 農野会長 (委員) 玉木委員、久保田委員、濱添委員、藏原委員、谷部委員、藤井委員、岡委員、丸野委員、喜田委員、森友委員、小野委員	
	事務局	こども未来部長 岡本 敬子 こども未来部副部長 増田 善則 こども未来部こども政策課長 野田 忠生 こども未来部こども政策課 中村 陵、坂本 拓麻、朝山 千歌 教育推進部長 岩脇 茂樹 教育推進部入園所相談課長 岸本 匡史	
傍聴の可否		可	傍聴者数 2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第		1. 開会 2. 議事 (1) 報告事項 ア 保育所等の待機児童数について (2) 協議事項 ア 川西市子ども・若者参加条例 解説書(案)について イ こども誰でも通園制度について 3. その他 4. 閉会	

審 議 経 過（要 旨）

1. 開会

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第1回川西市子ども・若者未来会議を開催いたします。本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、zoom ウェビナーと市役所4階庁議室を併用したハイブリッド会議で開催いたします。傍聴につきましても会場とzoom ウェビナーの2パターンで傍聴が可能です。通信に関するトラブル等が発生する可能性もありますが、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

開催に先立ち、zoomによる参加及び通信確認を行いました。確認につきましては会議開始前に事務局で映像及び音声による御本人確認と、会場と委員相互で映像及び音声の送受信が、即時に適正に行われていることの確認ができていることを御報告いたします。

オンラインの参加は農野会長、玉木副会長、小野委員、前川委員となっており、小野委員と前川委員につきましては遅れての参加となる旨の御連絡を頂いております。

次に、本日は、高田委員、山元委員、水家委員より欠席の御連絡を受けておりますが、川西市子ども・若者未来会議条例第6条第2項規定により会議が成立していることを御報告いたします。

それではここからの進行は農野会長にお願いしたいと思います。

農野会長よろしくお願いいたします。

（会長）

皆様におかれましては、本日も円滑な会議の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項として保育所等の待機児童について事務局から御説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは資料1を御覧ください。保育所等の待機児童数について御説明いたします。

まず1の国基準の待機児童数ですが、令和7年4月1日時点では0人となっています。

こちらは令和4年度以降、0人を継続している状況になっています。

次に、2の国基準以外の入所保留児数です。

こちらは令和7年4月1日時点で91人です。年齢の内訳を見ますと、1歳児と2歳児の入所保留児が多くなっております。

昨年度の109人と比べて18人減少しており、令和7年4月に新設した民間の保育所、認定こども園の定員増もありましたので、一定の減少につながったのだろうと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

（会長）

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方何か御質問ございませんでしょうか。

待機児童は少なくなっていますが、保留児童がまだしばらくおられるという状況だと思います。

引き続き、川西市の皆様方におかれては、この状況を見守っていただけたらと思いますのでよろしく

お願いいたします。

それでは次に協議事項に移らせていただいてよろしいでしょうか。

川西市こども・若者参加条例の解説書（案）について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

（事務局）

それでは、川西市こども・若者参加条例解説書（案）について御説明いたします。

皆様御承知のとおり、こども・若者参加条例は本年3月に策定、4月から施行されております。

こども・若者参加条例は、策定して終わりというものではなく、条例の理念や込められた想いを理解して、条例の理念の実現に向けてどのように行動していくべきかということについて、こどもに寄り添うそれぞれの立場の大人がしっかりと理解する必要があります。皆様や、また（仮称）こども参加条例検討部会でも、条例の解説書を作成するなどをしてしっかりと伝えていくべきだと御意見を頂戴しました。

それを受けまして、川西市こども・若者参加条例解説書（案）を作成いたしました。

解説書の目的は、先ほど申し上げました通り、条例の成り立ちや条文に込められた想い、背景を伝えることがまず1点です。もう1点は、条文の意図する具体的な内容や例をお伝えすることで、こども・若者の権利について理解が深まり、様々な場面で大人たちに実践していただくことです。

解説書の構成ですが、条例が前文から20以上の条文がありますので、条文ごとに、趣旨や解説、こども基本法やその他関連法を掲載したり、（仮称）こども参加条例検討部会での議論の様子や御意見をお伝えしたりして、理解の助けとなるようにしています。

今回は、解説書について1つ1つ御説明して御意見を頂くということは時間的に難しいかと思っておりますので、本日お聞きできなかった御意見は、後日事務局にメール等でいただければ、川西市こども・若者参加条例解説書（案）に反映していきたいと考えております。また、こども・若者参加条例を運営していく中で、出てきた課題や疑問点を1つずつ潰しながら定期的に改定を行っていくように考えております。

非常に簡単ではありますが、説明は以上です。

（会長）

ありがとうございます。それでは、委員の皆様方いかがでしょうか。

（委員）

こども・若者参加条例解説書（案）の中で、1つ気になっていたところがありまして、確認させていただければと思います。

9ページの（9）の育ち学ぶ施設の箇所で地域子育て施設が列挙されているのですが、育ち学ぶ施設というのは、こども・若者参加条例と同じ18歳までを指すのか、それとも18歳より上も指すのかということです。また、施設名称が気になったのですが、記載の中で病弱身体虚弱特別支援学級という院内学級の記載が一切ありませんでした。院内学級等を載せるのか載せないのかなど、16歳以上で入所施設に入ったこどもの場合は育ち学ぶ施設に入るのかどうなのか、もしかしたらそのあたりを網羅できてないかなと思いますので御意見いたします。

（事務局）

御意見ありがとうございます。

育ち学ぶ施設ということで、基本的には18歳未満の保育所幼稚園から小・中高校生までの施設が対象だと想定しております。

ただ、色々な状況や御事情もある中で、18歳以上の方が育ち学ぶという趣旨で学ばれていたり、過ごされていたりする場合は柔軟に対応していく方がいいのかなと思っております。

また院内学級といったものを全て網羅はできていませんが、ケースバイケースで対応していくのかそうではないのかなど、個別の事例を見ていく中で不足があればまた解説書に追記するなどしていきたいなと思っております。

(会長)

育ち学ぶ施設は図書館や児童厚生施設、児童館も多分視野に入ってくると思いますけれども、ぜひいろいろ御検討していただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

会長失礼いたします。

ただいま、委員から御指摘がありました育ち学ぶ施設ですけれども、当然若者が利用することを主目的とする施設も育ち学ぶ施設に入ります。ただ、我々が把握している中で、ここに記載するというような例がないということが1点です。

それと農野会長の方から御指摘がありました児童館は市内に2か所ございますので、これは追加すべき施設だと捉えております。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

御意見を頂きましてありがとうございます。

他、先生方いかがでしょうか。

(委員)

よろしいでしょうか。

今回もこども・若者参加条例解説書(案)を最後まで読みました。他の関連の話で申し訳ないですが、この解説書は、ホームページ等に載せて個別で見ていただくという形でよろしいでしょうか。どこか印刷して置いていたり、いつでも閲覧できたりするのでしょうか。どのように市民に知らしめていこうというお考えですか。

これをまず教えていただきたいと思います。

(事務局)

これから御意見をいただいて、できる限りの方法でやりたいと思っています。

市のホームページにPDFで掲載するほか、紙の媒体で閲覧してもらうということも考えられます。また、解説書そのものを見ていただくのか、対象施設や相手に応じて、解説書を基にした資料を配布するなど、いろいろ御意見を頂いて、試行錯誤しながら積み重ねていきたいと思っています。

(委員)

会長、まだ続けて発言させていただきたいです。法令に漢字で書いてあれば、当然法令が正しいのですが、解説文に「自ら」という部分が、「自ら」と「みずから」が混在しています。また、「全て」という部分も漢字と平仮名が混在しています。これは統一された方がいいと思います。解説文ですから、そこはもう一度目を通してください。

次に、こども若者という表現ですが、全て「こども・若者」と表現されていて、例えば23ページの1か所だけ、「こども若者」となっており点がないのですが、何か意味があるのでしょうか。23ページの下から9行目、公園や児童館などの居場所など「こども若者の今」は、こちらは・は入れなくてもよいという表現でしょうか。

そこだけ・が抜けていたので気になりました。

あとは26ページで、フィードバックのところで3行目に自己有用感という言葉を書いておられるのですが、市民のどなたが読んでも自己有用感が直ちに理解できるのでしょうか。自己有用感、自己肯定感、自己存在感の3つを、区別をつける必要があるので、下の空白に自己有用感の注釈をつけていただけたらうれしいです。ファシリテーターの説明がありますが、自己有用感の説明も欲しいです。

あと、35ページの上から2行目のPDCAサイクルについても、漠然とは分かるのですけれども、これもPlan-Do-Check-Actionの注釈を加えていただきたいと思います。

次の36ページに空白がありますので、注釈を加える方が市民に優しいかなというのが私の思いです。長々と申し訳ありません。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

非常に丁寧に見ていただいてありがとうございます。

文言の統一は文字検索などでチェックしていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

他いかがでしょうか。是非、いろいろな角度から御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

感想になりますけれども、私は（仮称）こども参加条例検討部会に参加させていただいて、こども・若者参加条例解説書（案）に検討部会での意見等を掲載していただいているの読みながら、そのときのことを思い出しておりました。

そういうことを含めて、解説書を作成してくださって、有り難いなと思っております。

解説書を読むのはボリュームがあるのですが、できたらこれを活かして、こどもの意見表明権を支持するような何かがあるのかなというところを思っております。

私どもの法人では、私が委員に関わっていることもありまして、今年度の取組重点の中の1つに周知理解を広げるところを入れております。

各地域の団体と機関等が、周知理解の意識を持てるような何かきっかけがあるといいなと思っております。

(会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(委員)

資料を送っていただきましてありがとうございました。

私も最後まで全部しっかり読んだわけではないのですが、委員さんが先ほどおっしゃったように、これを手にする機会がどちらであるのか、どなたが手に取ってどのようにして見るのかということを非常に感じました。

かなりわかりやすく変えてくださっているようですが、私は難しいと感じました。

小学校、中学校などの先生方の手に届けば、先生が理解されてこどもたちに反映することはできると思ったのですが、例えば家庭において、地域社会のいろいろな会合の場で、老人会の方々にわかっていただきたいという場合には、コンパクトでわかりやすくなればなるほどいいのかなと思います。せっかくの解説書が、ただ置かれているようではもったいないと思いましたので、利用しやすくなってほしいです。

別の意見なのですが、私はこの前、明峰中学校の方の学校運営協議会に参加させていただいたときに、明峰リサーチという中学校独自の指導をされていて、こどもたちが主体的に自分たちの生のリアルな声を市長に届ける活動を継続されていました。

なので、そういうことが生の自分たちの声を届けるという本当の実践だなというふうに感じましたので報告いたします。

(会長)

ありがとうございます。

こどもに、解説書を読んでいただくということも非常に大事なのですが、その前提として、大人が勉強するということが大事だと思いますので、校区の学校運営協議会のメンバーにまずこれを見ていただいて、そして理解や認識していただくということも大事な取り組みかと思いますので、是非いろいろなところで進めていただけたらと思います。

委員の方、いかがですか。

(委員)

はい、ありがとうございます。

まず本当に解説書に関しては、職員の方々が一生懸命作成していただいて、非常に大作だと思っております。

解説書を作成していただいておりますので、まずは市民の方に見ていただきたいです。配布は先ほど委員の方から質問がありましたけれども、どのような配布がベストなのか考えていただきたいです。ホームページでこのままPDFで掲載してしまうと読みにくいかなという気はしております。クリックしたら解説書のページに飛ぶということができると、ホームページやデジタルの良さが出るかなと思っております。

もう1点、議論の中で解説書を作成するときには、こどもへわかりやすくどう伝えるかということが議論があったかなと思っております。なので今回は、会長の方から大人の勉強が大事だということもありましたけれど、こどもにどう伝えていくかというところで、こども用の解説書もあってもいいかなと思っております。まずは、これを市民の方々に少しでも見ていただきたいです。

以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。

それではいかがでしょうか。そうしましたら、本日お伺いきれなかった御意見等があれば、後日、事務局にお送りいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、(仮称) こども参加条例検討部会のメンバーの皆様にも解説書を送付して、内容の確認と御意見を頂く予定を聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、こども誰でも通園制度の内容に移らせていただけてよろしいですか。

それでは、こども誰でも通園制度についてお願いいたします。

(事務局)

こども誰でも通園制度は国の方で、令和8年度から全国的にどの自治体でも取り組む制度であり、第2期川西市こども・若者未来計画の議論の際に御説明させていただいていると思いますが、改めてこの制度がどういう制度があったか簡単に振り返ります。

この制度は親が働いているかどうかとか、どういう理由で保育園に入りたいかということは関係なく、どのようなこどもであっても、保育園等でいろいろな支援を受けられるという新しい制度でございます。

対象としては、保育所等に通っていない6か月から満3歳未満のこどもです。利用方法につきましては、月10時間の枠内で、時間単位で柔軟に利用できる制度になっております。

資料3-1の方に移ります。

資料3-1 こども誰でも通園制度の実施についてですが、まず、川西市ではこども誰でも通園制度がどれぐらいの量見込みになっているかということでございます。

令和8年4月1日の見込みですが、0歳1歳2歳児のこどもの中で先ほど申し上げた保育所等に通っていないこどもの数がどれぐらいかということのを推計すると、1,194人となっています。実際には全員が利用するというわけではございません。令和5年度に実施したアンケートにおいて「専業主婦(夫)など誰でも利用できる保育サービスがほしい」と回答された人数をもとに、利用者のニーズとしては、大体720の方が利用するのではないかと見込んでいるところです。

その方の受け皿をどう確保していくかというのが、2の定員確保の考え方でございます。

今回、私どもが考えておりますのは、公立及び私立の就学前教育保育施設で定員の確保をめざしたいというところです。

公立は、就学前教育保育施設の教育、就学前教育保育の拠点施設として、計画にも位置づけた市立の認定こども園の施設で実施をしたいと考えているところです。

では民間の方々の実施方法についてですが、私どもは令和7年4月に、市内のすべての民間就学前保育施設の54施設の方々を対象にアンケートを行いました。

それがこちらです。31施設から回答がありまして、令和8年4月から実施したいとお答えいただいたのは、2施設でございました。

また、時期は未定けれども実施したいと答えたのが5施設、現時点で24施設が実施予定はないと回答しています。

アンケート結果としては、自由意見を書いていたのですけれども、やはり多かったのは保育士の安定的な確保が一番課題であること、受け入れる部屋の確保が難しいこと、職員の負担が増えるということが挙げられておりました。何らかのトラブルが起こることが不安とお答えになっています。

ただ一方では、是非やりたい、この制度は地域のこどもたちの成長促進に貢献できるすばらしい制度

だとお答えいただいたところもございました。

市としては、今後、民間事業者様が不安に思われていることについて、個別に相談会を設けるなどしながら民間事業者様がこども誰でも通園制度を実施できるように支援や調整をしていきたいと考えています。

続きまして資料3-2です。制度化本格実施に向けたスケジュールについて説明いたします。

今後、条例等の整備が必要になってまいります。設備運営基準条例と、もう1つは確認基準条例の2つについて、今年度中に条例を制定する必要があるがございます。また条例の制定は、子ども・若者未来会議で意見を頂くということになっておりますので、皆様に御意見を頂戴することになると思っております。

また、実際に就学前教育保育施設の認定に当たりまして、子ども・若者未来会議で議論いただく形になると思います。

条例等が整備されましたら、3月末ぐらいを目処に諸々の調整を進めて、4月1日からこども誰でも通園制度を実施したいと考えているところでございます。

先ほど2つ条例を制定する必要があると申し上げましたうちの1つが、設備運営基準条例の制定でございます。この条例は多くの項目がございますが、こども1人あたりの面積がどれぐらい必要か、保育士等はどれだけ必要かなどを定める基準の条例です。

市の方が基準を定めるわけでありませうけれども、国が一定の基準を示しておりまして、絶対従いなさいという従うべき基準と、しっかりと参酌し地域の実情に応じて定める基準という2つの基準があります。

市は、資料の下に項目が出ておりますが、内閣府令に示されている基準は施設の認可に当たっての最低基準であると考えております。この基準を市独自でより厳しくするということもできますが、そうしますと民間施設側が参入しにくくなってしまいますので、私どもとしては、内閣府令に示された運用基準や県の条例、あとは既に一般保育所等について条例で定めておりますので、それと同程度の水準という形で進めていきたいなと考えているところです。

簡単ですが私の説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。

それではただいま、事務局からこども誰でも通園制度について御説明を頂きましたけども、委員の皆様方の御質問や御意見を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(委員)

こども誰でも通園制度で、「誰でも」という形の事を考えますと、受け入れる保育士は、かなり質の高いスタッフではないと初見で来られたこどもに対応できないと思います。勤務年数など何かルールを決めないと職員のパフォーマンスを守れないのかなと思います。一方、それをしてしまうとかなり参入しにくいものになると思います。質とニーズというのを、どう天秤にかけるかが大事だなと思います。せっかく来たのに、もう行きたくないとなってしまうのも駄目ですので、何か天秤にかけるものを導入に入れたらいいのかなと思います。

よければ検討をお願いします。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

確かに、日々たくさんの違うこどもを受け入れるということになりますので、注意すべき点やスキルも必要になってくようかと思えます。

今、国の方では令和6年度までの試行実施の検証結果も踏まえて、令和7年度にこども誰でも通園に従事する職員に対する研修の制度を構築すると聞いております。

したがって、県または市の方で一定の基準を持った研修というものができるのではないかと思っております。現在、兵庫県が実施している地域子育て支援員といったメニュー化された研修があります。様々な研修、資料を提供されると聞いておりますので、当然、こども誰でも通園を実施される方には受けていただく必要がありますので、必ず実施していくということを今の時点では考えております。

(会長)

他に委員の先生方、こども誰でも通園制度について御意見や御質問を頂きたいと思えますけれどもいかがでしょうか。

(委員)

よろしいですか。

お伺いしたい点があるのですが、定員確保の考え方として、就学前教育保育施設で実施するというところで、まずは市立認定こども園の4施設。そのあとに実施の意向がある民間施設で実施することになるかと思うのですが、出していただいた数字の量の見込みが確保できるのかということが1点です。それと実施するところが民間の教育保育施設に限っているのですが、実際のところは他の施設も入れるかと思うのですが、民間に絞ってするのかという点をお伺いしたいと思います。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

まず、市立こども園の施設、それから実施意向のある施設で量を確保できるのかという御質問であるかと思えます。

お配りしていただいた資料の中で、先ほど説明させていただいた数字が、723人です。ただしこれは令和5年度にアンケートを実施した専業主婦（夫）など誰でも利用できる保育サービスがほしいという人数に基づく試算になっております。こども誰でも通園として聞いた数字ではありませんので、その差は一定数出てくると考えております。こども誰でも通園制度は利用料金が必要な制度でありますし、月の利用時間上限が10時間といった条件が出てきます。その中で、試行実施をしている他市の利用率の状況を見てみますと、もう少し低い数字にもなっております。何人ぐらい利用されるかというのは非常に見込みが難しいのですが、制度を始めて直ちにたくさんの児童が利用されるかどうかはわからないと思っております。

あと、1つの施設で何人ぐらいのこどもをお預かりできるのかというのは、運用の仕方によって変わってくると思えます。試行実施の事例から1施設あたりの定員を検討していきたいと考えております。1人が月10時間利用なので、1日で10時間利用するということは考えにくいと思えますので、2回で10時間の利用や、4回に分けて1回当たり2.5時間の利用が考えられます。また、保育所なので、月曜日から土曜日、1日11時間開所されていますが、その中でどの時間帯でこどもを見ていくのか試行の事例を見てみますと、午前中だけなど利用しやすい時間帯で利用するというようになってきますので、その

あたりの兼ね合いで、1つの施設でどれくらい定員を確保できるのかというのは変わってきます。そういったところは今後、検討を進めていきながら、まずは安全に保育可能な範囲内でしっかり体制を整えていきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。

(事務局)

2点目の就学前の教育保育施設に限るのかという御質問についてでございます。

我々としては、まずは教育保育施設から実施しようと考えております。

ただ御指摘のとおり、児童発達支援事業や子育て支援事業でもこども誰でも通園制度ができる仕組みにはなっているということは認識しております。

(会長)

ありがとうございます。

他、先生方何かございませんか。

(委員)

まず民間の参加意向を見て、思ったよりも少ないなというのが私の実感です。私自身は実施に向けて検討で考えております。

実際に実施しようとモデルケースとして全国で動いていらっしゃる園さんの話を聞くと、基本的に運営の経済面で赤字を出すところも多々あったと聞いておりますので、民間をバックアップするために市として予算組みをして何か補助があると有り難いと思います。

それともう1つは認可申請のフローでお伺いしたいのですけれども、審査は資料3-2で提示されているところで、審査されて認可をすること以外に何かチェック機能として働いていきたいというような計画がありましたら教えていただきたいなと思います。

(事務局)

御意見ありがとうございます。

国の令和8年度のこども誰でも通園制度の単価（こども1人1時間当たりの単価）で運営費をお支払いすることになるかと思えます。

令和7年度に検討していくことになっておりますので、まずは単価を見ていきたいなとは思っております。

御承知だと思いますが、令和7年度は令和6年度の単価から上がっている状況になっております。それから、認可基準ですけれども、基本的には9月に予定はしておりますけれども、実施の方で国県などの既存の基準に従ったものとして条例を制定したいと思っております。内容としては本日の資料が国の示された基準になりますので、資料の内容が基本になると考えております。

細かな事務的なところはまだ定めておりませんが、特に保育士の配置基準や面積の基準、既存の面積をしっかりと確保していただいて審査するということと、あとは一般型と活用型の2種類がありますので、それぞれでみていくということになるかと推測はしております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

他、委員の先生方何か御質問、御意見はございませんか。是非いろいろ出していただきたいと思います。

(委員)

質問です。地域子育て支援の現場の立場から言いますと、在宅で育児している親御さんの子どもさんについて、いろいろな専門の場で接点を持っていただいて、漏れのないように育ちについて見ていただけるということに関して一定の期待がございます。受け入れの枠組みなど難しいことはあると思うのですが、上手に制度が運用されたらいいなと期待をしております。現状、親のリフレッシュ等の目的で一時預かり事業がある中で、国の方から子ども誰でも通園制度制度に関して明確な目的の違いを示されているのであれば教えていただければ有り難いです。

(事務局)

御質問を頂いた点は国のリーフレット等にも記載されております。子ども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援してこどもの良質な成育環境を整備するいうところを目的としてあります。

子ども誰でも通園制度を利用して、どういう効果があるのか、どういうことをめざしているのか、どういうことを達成したいのかいうところを説明したいと思います。

まず、子どもにとっては家庭と異なる経験ができます。生まれてすぐは家庭保育で保護者のもとで保育されることから、1歩踏み出して家族以外の方と関わる機会が得ることができ、専門的な保育士や理解を持つ方がいる場での経験を通じて、子どもにとっては物や人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。

また、年齢の近い子どもとの関わりで、社会情緒的な発達を支え、成長発達に資する豊かな経験といった意義というものを国の方でも説明されております。

保護者の立場にとっては、地域の様々な社会資源につながる機会になるというところと、保護者の孤立感、不安感の解消、育児に関する負担感軽減につながります。それから一時預かり事業との違いは、記載のように、保護者の立場からの必要性に対して、子ども誰でも通園は、保護者を助けることが主目的ではなく、こどもの成長を応援するということが主目的の制度になっております。

(会長)

他の先生方いかがでしょう。

(委員)

私の記憶が曖昧で申し訳ないのですが、前回か前々回のときに、お1人当たりの利用時間の規定があったと思うのですが、その規定は変わっていないですか。何かデータをもっていると思うのですが記憶がないので、もう1回説明していただきたいです。子ども誰でも通園では預けられる子ども1人に対する時間数に制限があったように思います。

(事務局)

こども 1 人当たり、月 10 時間が上限になります。試行実施の段階では、上限を広げるといった自治体もありますが、令和 8 年度から、給付事業をする上では 1 人 10 時間というものを明確に定めて、この範囲を超える利用はできないということにはなります。ただし、一時預かり事業や類似の事業を利用することはあり得るかと思いますが、この制度のもとでは月 10 時間が上限となります。

(委員)

それと聞き漏らしたかもしれませんが、これは土日祝日も含めてですか。

休日保育が現在、川西は大変だときいております。

土日祝日の実施を含めた条件で、施設にアンケートをとられて、7 施設が前向きだということですか。

(事務局)

特にそこまで条件を指定してアンケートはとっておりませんので、それぞれの保育事業者さんが、想定されるものの中での実施を聞いております。制度としては、土日祝日についても、実施は可能です。ただし、通常の保育所運営の中で実施されることを考えますと、土日祝日というのは、恐らく考えてはおられないのかなと推測しております。

(会長)

ありがとうございます。あまり負担がかかると良くないと思います。

せっかくするのであれば広がればいいのですが、あまり条件やハードルが高かったら、施設も手を挙げないと思います。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

(委員)

はい、素人の意見で大変恐縮なのですが、こども誰でも通園制度について今回、民間向けの事業者アンケートをされたと思うのですが、先ほども委員がおっしゃったように 37 施設のうち 7 施設しか実施意向がないというところで、来年から実施されると思うのですが、私も思ったより実施意向があるところが少ないなという印象です。意見でも保育士が安定的に確保できないとか、前回のパブリックコメントでも、市民の方々から時期尚早じゃないかという意見もありましたので、どうなのかなと正直なところ思いました。やはり、医療的ケアの必要なこどもや障がいのあるこどもをどのように受け入れていくのかということも、今の段階でアンケート結果を受けて、市としてどういう対応していくのかという想定があれば教えていただければ幸いです。

(事務局)

確かに、民間の保育事業者さんの方では、実施意向は多くない数字と認識しております。当然まだ初めての制度で、試行実施をされている自治体はあるものの、あまり阪神間でもまだされていませんし、どのようなものか状況を把握できてないところはあるのかなと思います。なので、そこは先ほども申したとおり、個別にお話をさせていただいたり、事業者様の相談に乗らせていただく機会を設けたり、ま

た国から様々な資料が来ましたら提供させていただいたりする中で、何度か考えていただく機会は、今年度中に段階を踏んで設けていきたいと思っております。

その中で、実施意向のある保育事業者さんがおられましたら、こちらもしっかり実施していただけるように一緒に取り組んでいきたいと思っております。

それから医療的ケア児はこども誰でも通園制度の目的趣旨からしましても、何らかの形で利用できるものは保証しないといけないと強く思っているところです。

通常の保育に関しては、市立の認定こども園で医療的ケア児を一部受け入れているといった状況です。

ただ、こども誰でも通園制度として預かる場合は、特有の解決しなくてはいけない課題等もあると思いますので、そこは市もしっかりと検証して、また必要な関係機関と今年度これから調整なり、協議なりをしていきたいと考えております。あまり具体的なところは申し上げられないのですが、何らかの形では取り組んでいきたいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

本当に初歩的な質問で申し訳ないのですが、こども誰でも通園制度は園を自分で選べるのか、それとも市の方で調整していくのか決まっているのですか。教えてください。

(事務局)

どちらの園に行くかは、特に市が調整して決めるという制度ではありませんので、利用されたい方が利用可能な施設の中から施設を選んでいくことになります。

利用者さんと施設との2者間で、希望されて申し込んでいただくということなので、保育のように市の方で、間に入って利用調整をして、点数に応じて施設を決定していくという仕組みではありません。

国の議論を見ていると、ある程度施設を決めて1つの施設で定期的に利用するという方式と、それを決めずに柔軟に利用する2つの方式を各施設の方が決めて、どちらで受け入れるのかは施設の方でルールを決めて受け入れるということになります。

初めは、どちらの施設がこどもに合うのかというところもありますので、様々な施設を利用させていただくということも必要なのかなと思っております。

ただ1つの施設でこどもの育ちを見ていくという制度なので、同じ施設で見ていただくというところで意義が十分あるかと思っておりますので、そのあたりで選択されていくのかなと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。

是非いろいろと御質問、御意見を頂けたらと思っておりますので、皆様よろしくお願いします。

(委員)

民間の施設のもので、民間就学前教育保育施設の事業者アンケートを出しました。先行きがわかりにくかったので、私どもは予定なしにしました。

1点は、制度について様々なことはまだ未確定な部分があったのですが、現状として保育士の問題が

1つあります。保育を行っている人間としては受け入れたいと思いますが、こどもたちの命を預かるといことも含めまして、もう少し明確になってから実施するということでした。それで特に、保育士は来月から川西市で、保育士の採用をしようということで何年かぶりに説明会が予定されており、保育士不足という現状です。

それから、市のホームページに載っていますけれども、民間、公立、小規模が約60施設がある中で、特に0歳児は施設側として60名ぐらいの空きがある状況です。

その現状でいくと、たくさんの人が入って待機児童が少なくなっているという現状であるものの、施設としてはかなり厳しい状況で、0歳1歳2歳は100名近く空きがあります。

なので、そう考えると二の足を踏んでしまうというのが現状です。

この何年かはいわゆるこどもたちの人数が減っていく現状が一般的に言われていますし、その中で日常の保育の中での現状を考えると、新しくこどもを預かるということになってくると難しいと思います。あとスペース的なことで、その人数を考えていなかった保育園も多いですから、スペースの問題があるので、数字としては今の手を挙げたところが少ないのが現状です。

これからどう24施設が手を挙げていけるかは、市との連携をしながら、先ほどサポートの話がありましたけれども、その辺のところを運営費云々等々のサポートができるか、保育士を確保できるかということが、現状の中でくり上がっていけば、集めることができるようになるのかなと思っています。今までの流れの意見と現状をお伝えしました。

(会長)

ありがとうございます、いかがですか。

(委員)

先ほどの委員のお話にもありましたけれど、先週ちょうど日本保育学会の中で、こども誰でも通園制度の研究発表やシンポジウムがありました。実施してよかったという方と地域の保育のためになったという方が多かったのですが、他方で赤字でやっており、体力がないとできないと思います。都市部だと保育士が、普通のこどももなかなか受け入れられないところで、こども誰でも通園制度を利用する方が増えるので、体力勝負のようなところがあります。体力のあるところでしたら充実した保育ができるので受け入れられますが、そうではない場合も、全く採用もできない上に実際、赤字で回している中で都市部で充実した制度がなかなか実施しにくいのではないかなと思っています。

(会長)

ありがとうございます。委員いかがですか。

お願いします。

(委員)

質問ではなく、意見のような形なのですが、まだ制度の全貌や仕組みなどいろいろなことが不透明な中で、準備していかないといけないのは非常に大変なことだなと思いながらお話を聞いていました。

その中での利用する側の立場に立って考えてみますと、先ほど医療的ケア児の話も出ましたが、本当に誰でも通園になるかどうかというのをかなり注意深く見ておかないと、申し込む力のある保護者

だけが申し込むことになってしまうのかなということが大変心配になりました。なので、誰でもであれば、本当に誰でも行けないといけないと思いますので、配慮が今後必要になるのではないかなと思いますし、今後待機児童などが落ち着いてくるとまた状況が変わるのかもしれないのですが、そうなったときに、どのような方に利用していただくかということを考えざるをえないと思います。そういうときに医療的ケア児や障がいのあるこどもをどれほど預かる体力があるかということになると後回しになりがちなので、行政がどうサポートをしていくかというところが、重要な行政としての役割ではないかなと感じました。以上感想で申し訳ありません。

(会長)

ありがとうございます。先生、いかがですか。

(委員)

まず、本当に委員がおっしゃったように、さまざまな課題が山積みであると感じています。中間報告を見ても、人員の配置が一番大きな問題ではないかと個人的に思っています。

質問です。実施を予定している4施設についてですが、これは事業区分でいうと余裕活用型で実施されるのか、それとも一般型で実施されるのか、既に決まっているかどうかを教えてくださいたいです。このあたりで、おおよその受け入れる人数が決まってくるのではないかなと思うのですが、現状がどうなっているのかが、質問の1点目です。

また、条例の検討期間についてもう一つ質問があります。条例制定のための設定期間がかなり短く感じました。確認基準条例については、11月中旬から1月にかけて作成するとのことですが、かなりタイトな期間で条例を作成する予定になっています。この期間が仕方がないという事情はあると思いますが、この期間内で進められるのかという点が気になります。

2点目の質問として、今回パブリックコメントを実施する予定があるのかどうかです。必ずしも必要ではないのかもしれませんが、設備運営基準条例と確認基準条例の両方について、パブリックコメントの期間が設定されていないので、これらの条例がパブリックコメントになじまないのであれば、その期間は必要ないのかもしれませんが、ただ、特に確認基準条例は年末年始を挟むため、実働としてかなりタイトになると思います。

最後に、条例作成の期間について、市の見解を説明していただけると助かります。以上、事業区分、条例検討期間、およびパブリックコメントについてご説明いただければ幸いです。以上です。

(事務局)

まず、1点目の市立認定こども園4園を拠点施設としての実施方法についてですが、余裕活用型と一般型の両方での実施が可能かもしれません。しかし、市立認定こども園については、0歳、1歳、2歳のクラスに空きがほとんどない状況ですので、通常の定員に対しての空きもありません。そのため、一般型で実施することになるだろうと考えています。

それから2点目の確認基準条例について期間が短いという御指摘なのですが、国の方から国の基準が示されるのが恐らく11月とか12月になってくると今の段階では聞いております。この条例も先ほど説明しましたとおり、国の基準に従って策定するという事になって参りますので、期間は短いのですが、できる限り想定もした中で早めに準備をして策定したいと考えております。令和8年4月から実施が決

まっており、今年度中に作成しないといけないということが決まっておりますので、その中でしっかり短時間で制定できるように取り組んでいきたいと思っております。

それから3点目のパブリックコメントなのですが、市の方でも参画と共働のまちづくりの条例に基づいて、パブリックコメントを実施する基準というものは決まっております。今回の件は、国の基準に従って策定するといった性質の条例になりますので、パブリックコメントを必ず実施しないといけないというものではないので、パブリックコメントを実施予定はございません。以上です。

(会長)

よろしいでしょうか。

会場の委員の皆様、いかがですか。

(委員)

1点質問なのですが、こども誰でも通園制度の市民へのお知らせの時期はいつごろになるのでしょうか。

(事務局)

本年度の予定としまして、9月に条例が可決しましたら、その後になります。実施を予定されている教育保育施設の利用者様から御申請を頂いて、認可をしていく手続きになっております。

市民の皆様にご説明する際に、対象施設と合わせてお伝えする必要があります。対象施設の見通しも立った中で、御案内を考えておりますので、今年度の後半の認可が終わった後ぐらいに周知していくのが適切だと今のところは思っております。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。

(委員)

1点よろしいでしょうか。似た事業で一時預かり事業があるということを先ほど伺ったのですが、病児保育というものがあつたと思うのですが、こちらの代わりにこども誰でも通園制度を利用して熱があるこどもなど、体調不良のこどもを預かっていただくということは可能なのでしょうか。

(事務局)

病児や体調不良のこどもは、病児保育施設でお預かりすることになりますので、こども誰でも通園制度で実施することは想定としてはないのかなと思います。

(会長)

実際に、令和6年度に実施されたモデル事業の中で、様々な課題が浮かび上がっているみたいです。多分、事業者さんも非常に考えあぐねておられるようなこともきっとあろうかと思っておりますけれど、こどもたちの体験や成長のために何ができるのかと、国の方でも一時預かり事業との違いを示していただいているのですが、こども誰でも通園制度は満3歳になると制度外になります。それぞれの事業者さんが、0歳1歳2歳それぞれの人数を制度設計されて、月の利用時間を算出されて、更にどのように

利用していただくかを考える必要があります。川西市では午前中に利用される方が多いとのことですが、利用時間を午前と午後に分けて昼休みを挟んで給食を含むいろいろな制度設計ができます。例えば、2時間半掛ける月4回を目処に考えられます。要するに、保育所、こども園のどのようなものを提供するのかが前提にあつて制度設計しておられるみたいです。それから0～2歳までのこどもさんだと3.3平方メートル、3歳以上のこどもさんは1.98平方メートルをこどもの人数分を掛けた分だけのスペースが必要になってきます。大体60平米ぐらいをまず確保しないといけません。

特に合同保育を行う場合、例えば2歳のこどもがクラスでこどもたちと一緒に何かをしようとクラスの中に入ってしまうと、基準面積を超えてしまいます。なので、設計しているスペースと、2歳児の保育室と合わせた多目的室のような場所を選んで合同保育をやらなければならないなど、いろいろしておられることを検証していくとできるかもしれないという気がしています。

是非、事業者の方々が計算していただいて、より制度を知っていただいて、より良い方向で利用していただけるようなことを模索していただけたらと思います。私は保護者の方がどう利用されるのかというのも非常に興味がありますので、いろいろな場所にも行ってみるというお試し保育を使われるのか、或いは、またレスパイトという社会的な事由があるかも知れません。ぜひ、こどもの成長や体験のために積極的な選択をしていただきたいと思います。週に2時間半ぐらいというと、習い事のような感覚で週1回ぐらいで月10時間ぐらいになりますね。

どのような保育、どういう経験どういう体験ができるのかということを積極的にお知らせできたらよいと思います。他はいかがでしょうか。

(委員)

1点、質問なのですが、事業者の方の相談窓口確認も込めて、事業者の方がこども誰でも通園制度について相談をされたい場合や実施した場合の相談窓口はこども政策課になるのでしょうか。

(事務局)

こども政策課が窓口として、相談対応いたします。

ただし、教育保育、補助金の内容などいろいろな関係課がございますので、実際にこども誰でも通園制度を運営し出すと教育推進部の方で、本制度を担当して運営支援をしていくことになりますので、そこ事連携しますが、窓口としてはこども政策課になります。

(委員)

質問の意図としては、事業者が少しでも安心してこの事業を実施できるように、どちらに何を相談できるのかを示す一覧表のようなものが作成されているのか、または、こども政策課に一元化して、まずはそこに連絡してくださいという制度設計になっているのであれば、それも併せて事業者に提示されているのか、もしされていなければそうする予定があるのかを教えてくださいたいです。いかがでしょうか。

(事務局)

まずは第一義的な窓口としては、こども政策課になりますので、御質問なり御相談なりがあれば、こども政策課に御相談くださいということをこれから伝えていきたいなと思います。

事業者アンケートを実施しておりますので、こども政策課が担当であることは一定認知していただい

てると思うのですが、明確に相談課の御案内をしていませんので、今後、実行したいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。事業者の方のメリットもあると思いますし、職員の方の負担が大きくなり過ぎないようにしていただければと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

(委員)

いろいろとお教えていただきイメージは湧いてきており、詳細をお聞かせいただきたいのですが、資料3-2で、子ども・若者未来会議で、適宜、審議という形で9月議会には条例を制定すると、7月8月には、設備運営基準条例の成文化案を見て、我々は何か意見するというスケジュールでしょうか。我々は何をしたらよいのか教えていただきたいです。

(事務局)

条例に関しては国の基準に従って制定するという事を考えておりますが、この未来会議では確認いただくことが出てこようかと思えます。

実施していく上で、事業者の方がどのように思われるのか、事業者の方にとっての課題や制度全体の運用方法などを、ここにいらっしゃる委員の皆様の立場と専門性も踏まえてこの制度をどのようにして、こどもの育ちを保障するような制度にしていくのかというところを今年度の必要なタイミングで議論をしていただけたらなというふうに思っています。

(会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

会場の皆様はいかがでしょう。大丈夫ですか。

たくさんの貴重な御意見を頂けたと思いますので、是非事務局は今後も研究していただきますようお願いいたします。

そうしましたら、その他の案件となっておりますが、事務局、委員の皆様から何かございますか。

まだ少々時間ございますけれども、委員の先生方特に何かございませんか。

(委員)

(1)の報告事項について、御質問したい点があります。保育所の待機児童数0を国基準0で入所保留児童数も順調に減っているというところで、政策としては非常にうまくいっていると思えました。これからの少子化を迎えるに当たって供給過多になってくるのではないかなと思っておりまして、今後も認定こども園保育所等の開設を予定されているのかどうかという点も、施設数についての調整をお伺いしたいと思います。

(事務局)

令和7年度から始まった第2期こども・若者未来計画で、一定の方針は示しております。今のところ、新たな施設を整備するのではなく、特に1号定員から2号定員に振り替えていくというところで2号定員を確保していきたいと考えておりますので、そのような予定はございません。ただし、前回の未来会議で御報告をさせていただいた北部地域のまちづくりの中で、小規模保育所、若しくは保育園、3歳から5歳の保育施設を検討していきたいということは御報告しておりますので、一定の設置整備というのはあり得るのかなと思っております。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(会長)

あと、ございませんでしょうか。委員の先生方何か。本日話題に上がってきた3点について、報告事項も合わせて何かご意見ございませんか。特によろしいですか。

ないようであれば、その他ということで事務局にお返ししようと思いますがよろしいでしょうか。それでは、事務局その他について何かあればよろしくお願いします。

(事務局)

事務局です。その他のところは事務局からは、何もございません。

(会長)

そうしましたら、本日の案件について議事を終わらせていただくということでよろしいですか。会場の先生方がいかがですか。

(事務局)

皆様、本日も様々な御意見、御協議を賜りまして誠にありがとうございます。

会長がおっしゃっていただいたように、こども・若者参加条例の解説書(案)について御意見等がございましたら、事務局まで御連絡を頂ければと思いますので、改めてメールで御案内させていただこうと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは以上で本日令和7年度第1回子ども・若者未来会議を終了いたします。

なお次回の会議の開催日程につきましては、改めて皆様に御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中誠にありがとうございました。